

【軽症高額該当（軽症者特例）と高額難病治療継続者（高額かつ長期）について】

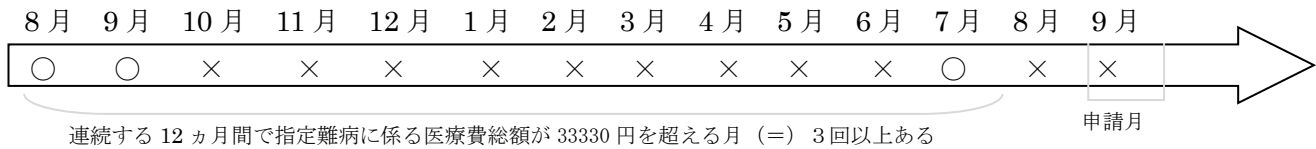
(1) 軽症高額（軽症者特例）

医療費助成の対象となる重症度を満たさない者（軽症者）について、更新申請の場合、令和5年8月から申請月までのいずれかの月から連続する12ヵ月間に、指定難病に係る医療費総額（10割分）が33,330円を超える月数が3か月以上ある場合、軽症者特例として医療費助成を受けることができます。

例)

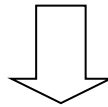
R5

R6



(2) 高額難病治療継続者（高額かつ長期）

受診者が、高額かつ長期の申請日の属する月から過去12ヵ月以内に、指定難病・小児慢性特定疾病に係る医療費総額（10割分）が50,000円を超える月数が6か月以上あるとき、階層区分がC1、C2、Dの方につきましては自己負担額が軽減されます（※別途、変更申請書による申請が必要です）。



自己負担上限額管理票の医療費総額（10割分）をみると、「軽症高額（軽症者特例）」、「高額難病治療継続者（高額かつ長期）」の要件を満たすかどうか、確認いただけます。

特定医療費（指定難病）
自己負担上限額管理票

(指定医療機関の
支払窓口で自己負担額を必ず記録して
もらってください)

受診者氏名	大阪 太郎
受給者番号	1234567

※受領後すぐに受診者氏名・受給者番号を記入してください

<受診者のみなさまへ>

- この管理票は、特定医療費（指定難病）受給者（薬局・訪問看護ステーション含む）を受診する際に、自己負担額を超える負担額が発生しないように、管理票を提出してください。
- この管理票は、受給者証と同時に交付します。
- この管理票に指定医療機関が医療費の窓口受給者証で承認された治療における同一月内

平成 27年 1 月分自己負担上限額管理票		月額自己負担上限額		5,000 円	
受診者名	大阪 太郎	受給者番号	1234567		
日付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	自己負担の 累積額(月額)	徴収印
1月5日	〇〇病院	10,000円	2,000円	2,000円	Ⓢ
1月5日	△△薬局	8,000円	1,600円	3,600円	Ⓢ
1月16日	□□診療所	9,000円	1,400円	5,000円	Ⓢ
1月20日	〇〇病院	20,000円	0円	5,000円	Ⓢ
1月20日	△△薬局	6,000円	0円	5,000円	Ⓢ
月 日					
上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。					
日付	指定医療機関名	確認印			
	□□診療所	Ⓢ			

医療保険が1割負担の場合を除き、自己負担額は医療費総額の2割

上限に達した(1月20日)以降は、翌月になるまで自己負担はありませんが、管理票の記入が必要です。

自己負担の累積額(月額)が自己負担上限額(5,000円)に達したときの指定医療機関

合計：53,000円

軽症高額：1回分としてカウント可

高額かつ長期：1回分としてカウント可